

会 員 規 程

平成28年9月1日制定

一般社団法人日本ダイバーシティ・マネジメント推進機構

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ダイバーシティ・マネジメント推進機構（以下「当法人」という。）定款第7条の入会、第8条の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準をもとに理事長が決定する。

(1) 当法人の目的に賛同するものであること。

(2) 当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種 別)

第3条 当法人の会員は、下記の通りとし、正会員をもって当法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者

(2) 一般会員 当法人が行う研修、セミナー等に参加するために入会した者

(3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会金)

第4条 当法人の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 2万円

(2) 一般会員 2万円

(3) 賛助会員 5万円

2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。

(年会費)

第5条 当法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる

- (1) 正会員 2万円
- (2) 一般会員 2万円
- (3) 賛助会員 5万円

(納付)

第6条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第7条 定款第10条、第11条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。